

高齢者の肺炎球菌 予防接種を受ける方へ（説明書）

～よく読んでから予診票を記入しましょう～

1. 高齢者の肺炎球菌 予防接種の効果と副反応

効果

肺炎は日本人の死因の多くを占めており、死亡者の95%以上が65歳以上の方です。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌予防接種を受けておくと、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

副反応

- ・注射のあとが赤くなったり、痛んだりすることがあります。（2～3日で良くなります）
- ・発熱、悪寒、頭痛、全身のだるさがみられることがあります。（2～3日で良くなります。）

重大な副反応

- ・非常にまれですが、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあります、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。
- ・その他、血小板減少、知覚異常、ギランバレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎様反応等があらわれることがあります。

2. 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱がある方（37.5° C以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方（他の医薬品投与でアナフィラキシーを起こしたことがある人は医師に必ず伝えること）
- ④ 上記のほか、予防接種を行うことが不適応な状態にある方や、医師が予防接種を受けることが不相当と判断した方

3. 予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方

- ② これまでの予防接種で、接種後2日以内に発熱、発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状がみられた方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている方、及び近親者に先天性免疫不全の者がいる方
- ⑤ 本剤の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

4. 他の予防接種との接種間隔（令和2年10月改正）

これまでは、生ワクチンの接種を受けた方は、通常27日以上、また他の不活化ワクチンの接種を受けた方は、通常、6日以上間隔を置いて、高齢者肺炎球菌を含む予防接種を受けることとされておりましたが、令和2年10月よりこの制限がなくなりました。ただしあくまでも異なるワクチン間の接種間隔についてですので、同一ワクチンを複数回接種する際の制限は従来通りとなります。また、医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に接種することができます。

5. 接種後の注意

- ① 接種当日は激しい運動をさけてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。ただし注射したところをこすらないで下さい。）
- ② 接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にその症状は軽く通常、数日中に消失します。
- ③ 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診療をうけてください。

6. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種法に基づく予防接種を受けて健康被害（入院を必要とする程度の疾病や障害又は死亡など。通常起こり得る副反応は除く）が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、国の審査会にて審議し、当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料など法律で定められた金額が支給されます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、久留米市保健所保健予防課へご相談ください。また、請求には期限がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

久留米市保健所 保健予防課

電話：0942-30-9730

FAX：0942-30-9833